

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 亡き兄に代わって母の面倒を見ました。遺産を多めにもらえないでしょうか。

私は夫と2人暮らしで、子供2人はもう結婚して独立しています。

約10年前に父が亡くなり、両親と同居していた兄が、親の面倒はずっと自分たちが見ると言うので、遺産として土地がいくつ

か、預貯金もありましたが、その多くが兄に行くようにして、私は少ししかもらいませんでした。父が亡くなった後、母は認知症を患うようになり、兄と兄嫁が面倒を見ていました。そのうち介護度4になり、2年ほどしたら、兄が急に亡くなってしまいました。しばらくは兄嫁が見てくれていましたが、嫁に行っていた姪から、母も体が悪く入院

しているの、こちらで母の面倒を見てほしいと言ってきました。話が違ふと思いましたが、母を放っておくわけにもいかず、夫に遠慮しながら、私方で引き取りました。自宅2年、あと入院して1年、そして昨年母も亡くなりました。

母の遺産については母名義の土地が少しあるだけで、預金もほとんどなく、結局土地を姪と私が半分ずつもらうのだということ



A 親の扶養は兄弟が平等に負うもの。ご相談者の主張は認められないと思います。

介護、お疲れさまでした。おっしゃる通り、介護度4以上の要介護者を自宅で見ていた場合、その分、人を頼まなくてよかったわけですから、頼んでいた場合の費用の7割程度を寄与分として換算することを、家裁ではやっています。

ただそれは自宅介護に限り、入院していた場合は該当しません。お話を聞く限りでは、兄一家が要介護4になったお母様を見たのが2年余、ご相談者が見たのが2年なので、お互いが寄与分をきちんと主張すれば、ほとんどというか、あるいは亡兄の方が少し多くなるかもしれません。

ご相談者のご自分で面倒を見たの、亡兄の場合は兄嫁が見ていたんだから負担の度合いが違ふと言われるかもしれません。妻は夫の「履行補助者」として同視できると考えています。近くその旨を明確にする民法改正が行われる予定ですが、実務的にはすでに同じように考えてよいと思っています。

あと親の介護を条件にして遺

産分割をしたとのご主張をどう考えるかです。

確かに贈与であれば負担付贈与というのがありますが、親族には互いに扶養義務があるので、兄が亡くなれば姪が同じ順位で親の扶養義務を負うのであって、その配偶者が同等の扶養義務を負うわけではありません（民法877条）。もちろん姪は遺産分割の当事者ではなく、そういう

約束があったとって押し付けることもできません。

寄与分の主張を相手にされるのはご自由ですが、相手が納得しないのであれば調停となり、調停の場では私が申し上げたような示唆がなされると思います。ご不満は分らないわけではないのですが、親の扶養はもともと兄弟が平等に負っているものなので、ご理解いただければと思います。

